

# 北海道整形災害外科学会

## 倫理委員会規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、臨床研究に関する倫理指針（平成15年厚生労働省告示）に準拠し、倫理委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織等について定める。

### (任務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議することを任務とする。

- (1) 医の倫理及び規範に関すること
- (2) 北海道整形災害外科学会の学術に係る倫理
- (3) 教育、研究及び医療行為とそれらに係わる活動により生じた倫理上の問題に関する  
こと
- (4) その他倫理に関する必要な事項
- (5) 学術集会演題発表、学会誌等における利益相反（COI）の審査

### (組織等)

第3条 委員会は、会長が指名する委員6名程度で組織する。

- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 3 委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 北大・札幌医大・旭川医大の各大学より1名ずつおよび、大学所属以外の会員1名ずつを委員とし、計6名となる。

### (委員会等)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会の業務を総括する。

- 2 委員長は委員の中より副委員長を指名できる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。
- 3 委員会は委任状出席も含め、委員の3分の2以上の出席を要する。
- 4 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数を要する。
- 5 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

### (倫理審査方法)

第5条 委員会における倫理審査は、臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省告示）に準

じて行う。

2 倫理審査は、学術集会演題発表時に申請する抄録、及び学会誌への投稿原稿により行う。

3 審査結果は、委員会が特に問題ありと決定した場合にのみ通知し、特に問題なしと決定された場合は通知しないものとする。

(COI審査方法)

第6条 委員会における学術集会演題発表等におけるCOI審査は、北海道整形災害外科学会における事業活動の利益相反(COI)に関する指針に準じて行う。

2 COI審査は、学術集会演題発表時に申請するCOI申請により行う。

3 審査結果は、委員会が特に問題ありと決定した場合にのみ通知し、特に問題なしと決定された場合は通知しないものとする。

附 則 この規程は、平成29年1月28日より施行する。